政　令

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十四号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「桑苗及び」を「さとうきび及びばれいしょの種苗、桑苗並びに」に、「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第十二条の見出し中「政策立案総括審議官」の下に「、公文書監理官」を加え、同条第一項中「政策立案総括審議官一人」の下に「、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　公文書監理官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第百三十四条中「管理課　漁業調整課　国際課」を「国際課　漁業取締課」に改める。

第百三十五条を削る。

第百三十六条（見出しを含む。）中「漁業調整課」を「管理調整課」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「及び海獣猟業」を「、海獣猟業及びかつお・まぐろ漁業」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること。

第百三十六条を第百三十五条とする。

第百三十七条第三号中「及び海獣猟業」を「、海獣猟業及びかつお・まぐろ漁業」に改め、同条を第百三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（漁業取締課の所掌事務）

第百三十七条　漁業取締課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業の取締りに関すること。

二　外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の規制に関すること。

三　漁船の建造の調整及び登録に関すること。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

内閣総理大臣　安倍　晋三